

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	6 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和62年6月に結婚して夫の扶養になったのを契機に、区役所出張所で国民年金の加入手続をした。結婚前の未納になっている期間の保険料の納付書が、結婚して半年ぐらい後か、遅くとも年内に郵送されてきたので、夫から手渡されたお金で、1回当たり2～3万円を何回かに分けて銀行で支払った。当時は20代前半だった夫の給与から保険料を納付したので、大変だったと記憶している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の資格取得日は、市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録により昭和60年4月1日であることが確認できるが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の資格取得者の払出状況から62年8月末であることが推認できるとともに、申立人の被保険者名簿には、住民基本台帳に62年8月31日に登録され、61年4月から62年3月までの保険料が、63年7月以降3回に分けて納付されていることが記録されており、申立内容と一致している。

また、市区役所で国民年金の加入手続をした後、社会保険事務所が過年度保険料の納付書を発行し、郵送するまでに、早ければ1か月程度で送付されるが、申立人及びその夫は、「納付書が届いたのは、昭和62年6月に結婚してから約半年後か、遅くとも年内だったと思う。」と供述していることから、同年12月ごろに送付されたものと推測することができる。この時期であれば、申立期間のうち、60年4月から同年9月までの保険料については、納付期限が62年10月末となるため時効により納付できないが、60年10月から61年3月まで

の保険料は過年度保険料として納付が可能であり、61年4月から62年3月までの保険料を納付しながら、申立期間の保険料を納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から42年12月まで  
② 昭和43年1月から同年3月まで

私と夫は、昭和40年の暮れに夫の実家に転居した。

私は、同居していた義母に、国民年金に加入するよう勧められ、昭和41年10月ごろに町役場で私と夫の国民年金の加入手続を行い、義母から渡されたお金で保険料を一括して納付し、その後、引き続き保険料を納付した。

また、義母の勧めで定額保険料に少し上乗せした金額を納付したような気がする。

私が所持する国民年金手帳には、資格取得日が昭和41年1月1日と記載されているのに、申立期間について、未加入及び未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人夫婦が所持する国民年金手帳により、申立人夫婦が、昭和43年4月から44年3月までの保険料を現年度納付していることが確認できるとともに、申立人の夫が厚生年金保険に加入し、国民年金の被保険者資格を喪失した43年9月以降も、申立人は自身が厚生年金保険に加入する47年11月までの保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立人夫婦は、昭和50年にそれぞれ厚生年金保険の資格を喪失した際には、国民年金の加入手続を適切に行っており、その後、付加年金の加入や申請免除の手続を適宜行うなど、国民年金に関する意識及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人が所持する資格取得時に作成されたとみられる昭和43年

10月16日発行の国民年金手帳の資格取得日は、「昭和41年10月1日」の「10」に線が引かれ「1」と記入され、「昭和41年1月1日」に訂正されている一方、他の二冊の手帳の資格取得日は、「昭和43年1月1日」とされていることから、手帳発行時に資格取得日を誤記入したものと推測され、行政における事務処理が混乱していたことがうかがえる。

加えて、申立人夫婦は、昭和43年4月から同年9月までの保険料を同年10月に納付していることが確認でき、この時期であれば、申立期間②の保険料は納付可能であり、申立人夫婦が申立期間の3か月の保険料のみを未納のままとしているのは不自然と認められる。

- 2 一方、申立期間①について、社会保険事務所が保管する申立人夫婦の国民年金被保険者台帳により、申立人夫婦の国民年金の資格取得日は、いずれも昭和43年1月1日であることが確認できることから、申立期間①は未加入期間とされ、保険料を納付できない期間であり、同被保険者台帳の42年12月の納付記録欄には、それぞれ「納付不要」のゴム印が押され、申立人夫婦が所持する43年10月16日発行の国民年金手帳にも、41年4月から42年12月までの期間の印紙検認記録欄に、それぞれ「納不用」のゴム印が押されていることが確認できる。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和43年10月に払い出されたものと推測できることから、この時点では、申立期間①のうち、41年6月以前の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立期間において申立人に別の記号番号が払い出された形跡も無く、このほかに、申立人が申立期間①に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

- 3 なお、申立人は、「義母の勧めで保険料を少し上乗せした金額で加入したような気がする。」と供述しているが、付加年金制度が開始されたのは、昭和45年10月からであり、制度上、申立期間①及び②に付加年金を納めることはできず、申立人は、50年11月から55年4月まで付加保険料を納付していることから時期的な記憶の混同とみられる。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部署における資格喪失日に係る記録を昭和54年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和34年3月からA社に勤務し、62年7月まで継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたA社の昭和54年5月1日付けの辞令の写しにより、申立人が申立ての事業所に継続して勤務し（昭和54年5月1日に同社C部署から同社D部署に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和54年3月の社会保険庁のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主は、本来の資格喪失日は昭和54年5月1日であることを認めており、事業主が保管する申立人の同社C部署における厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日欄には同年4月1日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入

の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年9月から15年8月までの期間については、標準報酬月額に係る記録を12年9月は44万円、同年10月から13年9月までは47万円、同年10月から15年8月までは41万円に訂正することが必要である。

また、上記期間のうち、平成12年9月及び13年11月については、それぞれその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を12年9月は50万円、13年11月は47万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、平成16年4月から同年9月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成12年9月、13年11月及び16年4月から同年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月1日から17年10月15日まで

私は、平成5年8月から17年10月までA社に勤務した。同社に勤務した期間のうちの平成12年9月以降の期間については、社会保険事務所の標準報酬月額の記録が実収入に比べ低すぎるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立期間のうち、平成12年9月から14年9月までの期間に係る標準報酬月額は、12年9月は44万円、同年10月から13年9月までは47万円、同年10月から14年9月までは41万円と記録されていたところ、同年10月9日付けで、20万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。



また、社会保険庁のオンライン記録によると、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理を行った平成14年10月9日と同日付けで、同年の定時決定（平成14年10月1日）の処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人から提出された申立事業所の給与台帳を見ると、申立人の当該期間における給与支給額は訂正前の標準報酬月額におおむね見合う金額であったことが確認できる。

また、申立期間において申立事業所の厚生年金保険被保険者は申立人のほかに2名いたが、両名についても申立人と同様、平成14年10月9日付けで12年9月までさかのぼって標準報酬月額を訂正する処理が行われている。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る滞納処分表により、平成11年7月以降の保険料については数か月分しか納付されていないことが確認できることから、事業主は、保険料滞納額を減額処理するために標準報酬月額をさかのぼって引き下げたものと推認<sup>そきゅう</sup>できる。

これらを総合的に判断すると、当該期間に係る<sup>そきゅう</sup>遡及訂正及び当該定時決定は事実<sup>そきゅう</sup>に即したものと<sup>そきゅう</sup>は考え難く、社会保険事務所が行った当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に合理的な理由は無く、当時の保険料滞納額を減額処理するために行ったものと認められ、申立人の平成12年9月から15年8月までの標準報酬月額については有効な記録処理があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、12年9月は44万円、同年10月から13年9月までは47万円、同年10月から15年8月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理及び当該定時決定処理を行った日以降の期間の標準報酬月額については、次期の定時決定（平成15年9月1日）で20万円と記録されているところ、当該処理については社会保険事務所が事実<sup>そきゅう</sup>に即さない届出であると認識していたことは<sup>そきゅう</sup>うかがえず、不合理であったとは言えない。

- 2 申立人から提出された給与台帳を見ると、標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正が行われた平成12年9月から14年9月までの期間のうち、12年9月については、訂正前の標準報酬月額の44万円を上回る50万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されており、13年11月については、訂正前の標準報酬月額の41万円を上回る47万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できることから、申立期間のうち、12年9月の標準報酬月額は50万円、13年11月は47万円に訂正することが必要である。

また、前記給与台帳により、申立期間のうち、平成16年4月から同年9月までの期間は22万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成15年9月から16年3月までの期間及び同年10月から17年9月までの期間の給与台帳に記載されている厚生年金保

除料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づき算定される厚生年金保険料額とおおむね一致している。

また、平成 17 年 10 月分の給与からも厚生年金保険料額が控除されているが、申立人の資格喪失日は同年 10 月 15 日であり、申立人は同日以降は勤務していないとしていることから、同年 10 月を厚生年金保険加入期間に算入することはできない。

なお、事業主が申立人の平成 12 年 9 月、13 年 11 月及び 16 年 4 月から同年 9 月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、長期間のうち複数回において一致していないことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりに届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和31年4月1日にB社に入社し、平成9年9月30日に退社するまでA社のグループ企業に継続して勤務した。昭和38年5月ごろに、C支店を廃止する組織変更があり、私は、C支店から本社事業課への転勤命令を受けたが、経理担当者であったため、C支店廃止後も経理関係の残務整理を一人で行った後、同年7月ごろに本社に転勤した。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無く、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する退職者台帳及び申立事業所の回答により、申立人が昭和31年4月1日にB社に入社し、平成9年9月30日までA社のグループ企業に継続して勤務（昭和38年6月1日にA社C支店から本社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年7月の社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関連資料がないため不明としているが、社

会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したことは考え難いことから、事業主が昭和38年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 広島厚生年金 事案 914

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和42年3月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和41年4月から42年2月までの標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和41年3月31日から42年4月1日まで

私は、昭和41年3月に大学を卒業し、同年4月1日にA社に入社、42年3月31日に退社した。ところが、社会保険庁の記録では、私の同社での厚生年金保険被保険者期間は、私がまだ学生であり、同社に入社していなかった41年3月2日から同年3月31日となっており、この記録は誤りと思うので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録では、申立人の被保険者資格の喪失日は昭和41年3月31日となっている。

しかし、申立事業所から提出された申立人に係る在職証明書等により、申立人は昭和41年3月から42年3月まで同社に継続して勤務していたことが認められる上、申立事業所が保管していた申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は、42年3月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬の欄に、「年月日：昭和41年10月1日、種別：第1種、月額：22千円」と印字されており、昭和41年10月1日に標準報酬月額の定時決定が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 41 年 3 月 31 日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難く、事業主は、42 年 3 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 2 月までの標準報酬月額については、申立人の申立事業所における 41 年 3 月及び同年 10 月の社会保険事務所の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

2 一方、申立人は、退職日を昭和 42 年 3 月 31 日としており、雇用保険の加入記録の離職日も同年 3 月 31 日となっている。

しかし、申立人の被保険者資格喪失確認通知書の退職日及び申立事業所から提出された在籍証明書の退職日は、いずれも昭和 42 年 3 月 30 日となっている。

また、申立事業所では、申立人の昭和 42 年 3 月の厚生年金保険料の控除については不明としており、かつ、照会に回答のあった同僚二人は、申立人の退職日について明確な記憶は無く、同年 3 月の厚生年金保険料の控除についての具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間のうち昭和 42 年 3 月における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和 42 年 3 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年3月1日）及び資格取得日（同年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月1日から同年4月1日まで

夫は、知人からの紹介により、A社に入社して以来、一度も退職や再雇用は無く定年を迎えたので、厚生年金保険が途切れるような状況になったことはない。

A社の退職者懇談会名簿に記載されているとおり、入社年月日は昭和32年12月1日で、退職日は53年3月31日、勤続年数は20年4か月であることは間違いなく、厚生年金保険の加入月数の訂正をお願いします。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録では、申立事業所において昭和32年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、33年3月1日に資格を喪失後、同年4月1日に申立事業所で再度資格を取得しており、同年3月1日から同年4月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、退職者懇談会名簿の申立人に係る記録（昭和32年12月1日入社、53年3月31日退職）から、申立人が申立期間において申立事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、昭和32年4月1日から33年2月1日までの間に申立事業所におい

て厚生年金保険の資格を取得している者で加入記録が確認できる 15 人のうち 13 人については、申立事業所において空白期間を生じることなく厚生年金保険被保険者資格が継続しており、残る二人は、33 年 3 月 1 日に資格を喪失しているが、いずれもその後、申立事業所において被保険者資格を再取得した記録は無い上、うち一人は同年 4 月 1 日に別の事業所において被保険者資格を取得しており、もう一人は 35 年 10 月 1 日から国民年金に加入していることが確認できることから、この二人は申立事業所を退職したものと推認できる。

さらに、退職者懇談会名簿で申立人と同頁及び前頁に記載されている者（昭和 33 年 4 月 1 日以前に入社し、申立人と同日又は半年前に退職した者）で、厚生年金保険の加入記録が確認できる 8 人のうち 7 人は、申立事業所において空白期間を生じることなく厚生年金保険被保険者資格が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和 33 年 2 月の社会保険事務所の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 広島国民年金 事案 746

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

昭和46年の春ごろ、夫が職場の同僚から国民年金の保険料をまとめて払えとの話を聞き、夫がその手続をし、自宅に集金の人 came。

私は、集金に来た人がどこの人だったのか覚えていないが、3万いくらか4万いくらの金額を払った。集金に来た人が「ちょうど10年分ですね。」と言ったのをよく覚えているが、払ったはずの国民年金の納付記録が無いのはおかしいので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する、自宅に来た集金人に申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとする時期は、第1回特例納付実施期間である。

しかし、申立人は、国民年金の加入手続には関与しておらず、その手続を行ったとする申立人の夫も既に亡くなっているため、申立期間に係る加入手続の具体的な状況を確認することはできず、夫が勤務していた事業所の当時の従業員十数名に照会したが、特例納付及び申立人に係る保険料納付についての供述は得られなかった。

また、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付として納付した場合の保険料額（5万1,000円）と、申立人が記憶する金額とは相違している上、申立人は、申立期間の保険料は手元にあった現金で一括して納付したが、この時期に年金手帳を受け取ったり、申立期間以降に保険料の納付書が送付されてきた記憶は無いとしている。

さらに、申立期間以降は生活が苦しかったので、保険料は納付できなかったと供述している事情はあるものの、昭和46年春に国民年金に加入し、さかのぼって10年分の保険料を一括で納付したとしながら、申立期間以後の現年度

保険料については、57年1月に申請免除するまでの約10年間の保険料を全く納付していないのは不自然である。

加えて、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和57年4月ごろに払い出されたものと推認できるが、この時点では、時効により申立期間の保険料を納付することはできず、特例納付実施期間ではないためさかのぼって納付することもできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 747

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年7月から3年3月まで

私の年金手帳の2か所の「被保険者となった日」欄に書かれていた20歳になった日付が、いずれも赤線で消され、平成3年4月1日に訂正されているのはなぜか。

申立期間当時は専門学校生だったが、その時の保険料は確か月額9,800円で、就職して最初のボーナスでまとめて9か月分を納付したのを、はっきり覚えている。

### 第3 委員会判断の理由

1 申立人の年金手帳の「被保険者となった日」及び「国民年金の記録」欄の資格取得日には、当初、申立人が20歳に到達した日が記載されているが、いずれも二本線で抹消され、平成3年4月1日に訂正されているものの、「被保険者の種別」は第1号（強制加入）のまま訂正されていないことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人の記号番号の前後の払出状況から、平成3年9月以降と推測されるとともに、申立人の記号番号の前後の資格取得者に20歳到達日を資格取得日とされている者が相当数確認できる。

さらに、申立人は、「20歳になった時は専門学校生で、当時は任意加入だったため、就職するまで加入する意思は無かった。平成3年4月に就職し、その年にいきなり学生時代の保険料の納付書が区役所から届いたので、加入手続をしたのはその後である。」と供述していることから、申立人については、20歳到達者に対する職権適用の対象者となり、20歳到達日を資格取得日とする強制加入被保険者として年金手帳が作成されたが、申立人が区役所

に出向いた際に、20歳到達時は任意加入対象者となる学生であったことが判明したため、区役所窓口において、資格取得日を3年4月1日に訂正したものの、「被保険者の種別」は第1号のまま訂正されなかったものと推測することができる。

- 2 申立人は、国民年金に加入した当初の保険料納付について、納付書が送付されたのは1回のみであり、区役所から届いたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間は過年度保険料に該当するため、区役所から送付される現年度保険料の納付書とは別に、社会保険事務所からも納付書が送付されることになり、申立内容と一致しない。

また、申立人は、「納付済みとなっている平成3年4月以降の保険料は、口座振替にしたと思う。」と供述しているが、口座振替の依頼手続きをした場合、依頼書提出月の翌々月の末日が振替開始日となり、申立人の手帳記号番号が払い出されたのが同年9月以降と推測されることから、口座振替は早くとも同年11月以降に開始されたこととなり、それまでは納付書での納付となることから、申立人の供述と矛盾し、申立人の記憶は明確でないと見受けられる。

これらを踏まえると、申立期間の保険料を納付したとする記憶は、平成3年9月以降に国民年金に加入した後に、同年4月以降の現年度保険料をまとめて納付した際の記憶との混同と考えられる。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。ただし、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

また、申立人の昭和41年1月から42年12月までの期間、43年4月から同年8月までの期間及び43年12月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から42年12月まで  
② 昭和43年1月から同年3月まで  
③ 昭和43年4月から同年8月まで  
④ 昭和43年12月から44年3月まで

私と妻は、昭和40年の暮れに実家に転居した。

私は、A社で残務整理の業務に従事し、同社が倒産後、B社に入社したが、両社が厚生年金保険に加入していたことを知らなかった。

妻は、同居していた私の母から、国民年金に加入するよう勧められ、昭和41年10月ごろに町役場で私と妻の国民年金の加入手続を行い、母から渡されたお金で保険料を一括して納付した（申立期間①、②及び③）。

また、その後に入社したC社についても、厚生年金保険に加入していたことを知らず、妻は、引き続き保険料を納付していた（申立期間④）。

私が所持する国民年金手帳には、資格取得日が昭和41年10月1日と記載されているが、妻が所持する国民年金手帳には資格取得日が同年1月1日と記載されており、私の資格取得日も同年1月1日のはずであり、申立期間には、厚生年金保険に加入していたのに、納付していた国民年金の保険料は還付されていない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人夫婦が所持する国民年金手帳により、申立人夫婦が、昭和43年4月から44年3月までの保険料を現年度納付していることが確認できるとともに、申立人が厚生年金保険に加入し、国民年金の被保険者資格を喪失した43年9月以降も、申立人の妻は、自身が厚生年金保険に加入する47年11月までの保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立人夫婦は、昭和50年にそれぞれ厚生年金保険の資格を喪失した際には、国民年金の加入手続を適切に行っており、その後、付加年金の加入や申請免除の手続を適宜行うなど、国民年金に関する意識及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人が所持する資格取得時に作成されたとみられる昭和43年10月16日発行の国民年金手帳の資格取得日は、「昭和41年10月1日」と記載されているが、他の二冊の手帳の資格取得日は、「昭和43年1月1日」とされていることから、手帳発行時に資格取得日を誤記入したものと推測され、行政における事務処理が混乱していたことがうかがえる。

加えて、申立人夫婦は、昭和43年4月から同年9月までの保険料を同年10月に納付していることが確認でき、この時期であれば、申立期間②の保険料は納付可能であり、申立人夫婦が申立期間の3か月の保険料のみを未納のままとしているのは不自然と認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、当該期間について厚生年金保険被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

2 申立期間①については、社会保険事務所が保管する申立人夫婦の国民年金被保険者台帳により、申立人夫婦の国民年金の資格取得日は、いずれも昭和43年1月1日であることが確認できることから、申立期間①は未加入期間とされ、保険料を納付できない期間であり、同被保険者台帳の42年12月の納付記録欄には、それぞれ「納付不要」のゴム印が押され、申立人夫婦が所持する43年10月16日発行の国民年金手帳にも、41年4月から42年12月までの期間の印紙検認記録欄に、それぞれ「納不用」のゴム印が押されていることが確認できる。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和43年10月に払い出されたものと推測できることから、この時点では、申立期間①のうち、41年6月以前の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立期間において申立人に別の記号番号が払い出された形跡も無く、このほかに、申立人が申立期間①に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、B社に、申立期間④については、C社に勤務し、厚生年金保険に加入していることが確認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和43年4月から44年3月までの印紙検認記録欄に検認印が押されており、当該期間については重複して国民年金保険料を納付していることが確認できる。

しかし、申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人のB社における厚生年金保険の加入記録が、平成10年9月2日に国民年金加入記録と統合され、国民年金保険料を重複して納付していることが判明したことから、同年10月19日に申立期間③に係る国民年金保険料について還付の決議がなされ、12年9月21日に支払通知書を作成したことが記録されているとともに、還付金の振込口座として申立人名義のD銀行E支店の口座番号が記録されている。一方、D銀行E支店に照会したところ、預金取引明細照会の記録により、12年9月25日に申立人名義の当該口座にオンライン記録と同額の金額が社会保険事務所から振り込まれていることが確認できる。

申立期間④については、社会保険事務所には当時の国民年金保険料還付整理簿は保管されていないが、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳には、還付決定期間及び還付決定金額が記録されているとともに、還付決定日を示すとみられる「44.12.14」と判読できる日付の記載も確認でき、還付決定期間及び還付決定金額に誤りは無く、このほかに、申立期間に係る国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和41年1月から42年12月までの期間、43年4月から同年8月までの期間及び43年12月から44年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 751

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

私は、大学1、2年のころはA区に、3、4年のころはB区に住んでおり、自分では国民年金の加入手続や保険料納付はしていないが、両親からは「学生時代に法律が変わったので、C市の実家で国民年金の加入手続を行い、近所の金融機関から保険料を振り込んでいた。」と聞いているので調べてほしい。

### 第3 委員会判断の理由

1 申立人の国民年金の加入手続や保険料納付を行ったとする申立人の両親は、「息子の20歳の誕生日のころから、毎年のようにC市D区役所から国民年金の加入手続の書類が実家に直接郵送されてきたが、学生だったので加入しなかった。途中から学生も任意で加入できるようになったので、加入手続の書類に必要事項を記入して返送した。年金手帳は受け取っていないが、同区役所から3か月ごとに郵送されてきた納付書により、近所の金融機関で3か月ごとに保険料（2万2,000円ぐらい）を振り込んでいた。なお、加入手続の書類を郵送してきたのは、息子の当時の住所地の社会保険関係の役所だったかもしれない。」と供述している。

2 しかし、C市によると、当時、同市では住民基本台帳に基づき20歳到達月の翌月に加入勧奨を行っていたとしており、申立人が20歳到達月（昭和59年\*月）には既にA区に住民票を異動しているにもかかわらず、D区役所が昭和59年5月に申立人あての加入勧奨の通知を実家に送付することは考え難い。

また、C市によると、仮に加入勧奨対象者リスト作成の行き違いなどにより、申立人あてに加入勧奨の通知が送付されたとしても、当時、加入勧奨は



ハガキで通知されており、封書で加入手続の書類を送付することはない上、仮に区役所窓口で加入手続が行われた場合でも、住民基本台帳に登載されていない者に国民年金手帳記号番号を払い出すことはできないとしている。

さらに、申立人の母親が納付したとする金額は、申立期間の国民年金の保険料額の3か月分とほぼ一致するが、当時、C市では加入時又は年度当初に毎月納付用の納付書を一括で送付しており、3か月ごとに納付書が送られてきたという母親の供述と合致しない。

- 3 一方、申立人の当時の住所地を管轄するE社会保険事務所及びF社会保険事務所によると、「加入勧奨などの業務は区役所が担当しており、社会保険事務所では行っていない。そもそも社会保険事務所は管内の住民に係る情報を有していないので、加入勧奨などの書類を未加入者に送付することはできない。」としている。

また、申立人の当時の住所地であるA区及びB区によると、加入勧奨の通知を対象者の住所地以外（実家など）に送付することはなく、当時、国民年金の加入勧奨の対象は20歳以上の国民健康保険の加入者であったとしており、加入勧奨の書類が実家に直接郵送されてきたという供述と合致しない上、申立期間当時、申立人は父親の勤務先の健康保険組合に被扶養者として加入しているため、加入勧奨の対象とはならなかったとみられる。

さらに、A区及びB区によると、原則として加入手続は区役所又は出張所の窓口で行い、加入者には必ず年金手帳を送付するとしているが、申立人の母親は、国民年金加入時に年金手帳は受け取っていないと供述している。

加えて、申立人の母親が保険料を振り込んでいたとする金融機関によると、同社ではC市の存する県以外の自治体の公金は取り扱っておらず、同社から保険料を振り込むことはできないとしている。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 752

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から同年12月までの期間、47年4月及び同年5月並びに53年12月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から同年12月まで  
② 昭和47年4月及び同年5月  
③ 昭和53年12月から54年3月まで

私は、A市の病院に入院している時に、同室の者から国民年金の過去の未納分の保険料をまとめて納付することができると聞き、昭和55年ごろにB社会保険事務所で未納となっている保険料をすべて納付する場合に必要な金額をメモしてもらい、その金額を父親から郵便為替で送付してもらった上で、同事務所で過去の未納分の保険料をすべて納付した。

しかし、申立期間の保険料が未納とされており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろに未納となっていた国民年金保険料をすべて納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金加入手続は、前後の国民年金手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から54年1月ごろに行われたと推認でき、55年は第3回特例納付実施期間内である。また、申立人は43年9月1日にさかのぼって被保険者資格を取得していることから、申立期間の国民年金保険料を特例納付等によって納付することができるところ、国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間前の43年9月から46年2月までの保険料については、第3回特例納付実施期間の最終日である55年6月30日に納付していることが確認できる。

しかしながら、特例納付等によって納付した金額に係る申立人の記憶は明確でない上、特例納付により保険料を納付した昭和55年6月30日時点では、申立人はアルバイト等で生計を維持しており、54年度は申請免除期間（その後

追納)、55年度は未納期間となっていることから、55年6月30日の時点で、申立人がすべての未納保険料について納付したことを推認するのは困難である。

さらに、申立人は、社会保険事務所の職員から申立期間の保険料を特例納付する場合に必要な金額が記載されたメモを受け取り、父親から郵便為替により当該金額を送付してもらい、これを社会保険事務所の窓口で納付したと申し立てているが、保険料を送金したとする申立人の父親は既に亡くなっている上に、郵便為替の記録も残っていない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 753 (事案 546 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

私の母が、平成3年5月ごろに私の国民年金への加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料については、区役所から催告書が届いたので、5年7月に同年4月から同年7月までの保険料を納付し、その数日後に同年8月から6年3月までの保険料を前納した。いずれの保険料も自分自身で金融機関で納付したが、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金の被保険者期間のうち申立期間以外にも、国民年金保険料の未納期間が6期間(延べ43か月)、未加入期間が1期間(2か月)あり、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が国民年金保険料を納付した記録は一度も無い。

また、申立人は意見陳述時に、i) 申立人の両親や知人から、生活が苦しく国民年金保険料を納付できないときは申請により免除される制度があることを聞いていたこと、ii) 申立人自身は、申請免除後、経済的な余裕ができたときに保険料を納付すればいいという考えでいたこと、iii) 就職し、一定の収入を得るようになった後は、申立人自身の生命保険料が高く、国民年金保険料を納付できなかったと供述したことなどから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったとは言い難い。

さらに、申立人が納付したとする保険料額は、実際の申立期間の国民年金保険料額と大きく異なっている。

以上の事情を主な理由として、申立期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき平成21年4月3日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間を当初申立ての①平成4年4月から同年8月までの期間及び②5年4月から6年3月までの期間から②の期間のみに変更するとともに、申立期間の保険料の納付時期について、4年から8年までの間に納付したとの申立てから、5年4月から同年7月までの保険料を同年7月に納付し、その数日後に同年8月から6年3月までの保険料を前納したとしており、納付時期についてより具体的な申立てに変更している。

しかしながら、区役所が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿に「H5.9.28 TEL 納付予定(伝言)」との記載があることから、申立人は平成5年9月28日時点では申立期間の国民年金保険料を納付していなかったことが推認でき、申立内容と符合しない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す新たな資料、証言等の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から48年8月まで

私は、昭和45年7月に勤めていた会社を退職したことに伴い厚生年金保険の被保険者資格を喪失したので、母親が同年9月ごろにA市役所で私の国民年金の加入手続をし、保険料を払ってくれていた。

また、私は昭和47年10月に結婚し、妻が市役所で国民健康保険の加入手続をした際に、妻は国民年金への加入を勧められ、保険料をさかのぼって納付した記憶があるが、私は既に加入手続をしていたので、市役所の職員からは何も言われなかった。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が未加入期間となっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和48年9月ごろと推認でき、申立人は同年9月1日に被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間となり、この手帳記号番号によっては申立期間の保険料を納付することはできない。また、加入手続が行われた時点では、申立期間のうち45年8月から46年6月までの保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、その母親が昭和45年9月に国民年金の加入手続をしてくれたと申し立てているが、申立人は継続してA市に居住していることから、45年9月と48年9月の2度にわたり国民年金手帳記号番号が払い出されたとは通常考え難く、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情等は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、その母親が納付してくれ

ていたと申し立てており、申立人自身は直接関与していない上に、申立人及びその母親からは供述が得られないため、申立期間の国民年金保険料の納付を巡る詳細な事情等は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和43年10月から48年3月まで

私は、昭和43年9月にA社を退職してすぐB市役所（本庁）で私と妻の国民年金の加入手続を行った。

同社を退職後、妻と二人で販売店を始めたが、女性の方が毎月か2か月ごとに店に集金に来ており、妻が私と妻自身の二人分の国民年金保険料を支払っていた。

しかし、申立期間の保険料が未納となっており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年9月にA社を退職してすぐにB市役所（本庁）で国民年金の加入手続を行い、妻が申立期間の国民年金保険料を1か月か2か月ごとに納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出管理簿により、49年1月10日にC町において、その妻と連番で払い出されていることが確認できる上、前後の番号の任意加入者の資格取得日から、加入手続の時期は同年1月ごろと推認でき、申立内容と符合しない。また、申立人は、この手帳記号番号により43年10月1日にさかのぼって被保険者資格を取得しているものの、49年1月の時点で、申立期間のうち46年9月以前の保険料は、特例納付によるほかは時効により納付することができず、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人について別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず、申立人は、申立期間において国民年金の加入手続を行った際に年金手帳を受け取ったかどうかは覚えていないとしている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻の当



該期間の保険料も未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 756

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から48年3月まで

私は、昭和43年9月にA社を退職してすぐに、夫がB市役所（本庁）で私と夫自身の国民年金の加入手続を行った。

同社を退職後、夫と二人で販売店を始めたが、女性の方が毎月か2か月ごとに店に集金に来ており、私が夫と自分の二人分の国民年金保険料を支払っていた。

しかし、申立期間の保険料が未納となっており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年9月にA社を退職してすぐに夫がB市役所（本庁）で国民年金の加入手続を行い、自分が申立期間の国民年金保険料を1か月か2か月ごとに納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出管理簿により、49年1月10日にC町において、その夫と連番で払い出されていることが確認できる上、前後の番号の任意加入者の資格取得日から、加入手続の時期は同年1月ごろと推認でき、申立内容と符合しない。また、申立人は、この手帳記号番号により43年10月1日にさかのぼって被保険者資格を取得しているものの、49年1月の時点で、申立期間のうち46年9月以前の保険料は、特例納付によるほかは時効により納付することができず、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人について別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず、申立人の夫は、申立期間において国民年金の加入手続を行った際に年金手帳を受け取ったかどうかは覚えていないとしている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫の当

該期間の保険料も未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 757

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和63年1月から平成3年7月まで

私は、20歳になった昭和63年\*月から厚生年金保険に加入する直前の平成3年7月まで、両親の住むA町（現在は、B市）のほかC市及びD市に住んでいたが、就職していなかったため、両親が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

しかし、申立期間における私の国民年金加入記録が全く無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が20歳になった後の昭和63年\*月か\*月ごろにA町役場で申立人の国民年金の加入手続を行った後、同町役場の窓口で、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人について基礎年金番号以外に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人が国民年金被保険者資格を取得したのは基礎年金番号が付番された平成9年1月後の11年12月21日であり、この基礎年金番号によっては申立期間の国民年金保険料を納付することは時効のためできない。

また、申立人の戸籍の附票により、申立人がE市からその両親の住むA町に住民票を移したのは昭和63年8月19日であることが確認できることから、同年1月か2月ごろにA町役場で申立人の国民年金の加入手続を行うことは制度上無理であり、氏名検索によっても、このころに申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

さらに、申立人の戸籍の附票を見ると、A町に居住していた期間は、申立期間のうち昭和63年8月19日から平成元年3月30日までであり、当該期間以外の期間は、申立人は県外に居住していることから、申立人の両親が、申立人

の国民年金保険料をA町役場で納付することはできない上に、申立人の母親は、申立人が県外に居住している期間については、申立人の国民年金保険料を納付したかどうかはよく覚えていないと供述している。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金加入手続や保険料納付には直接関与しておらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 908 (事案 674 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月2日から36年7月2日まで

私は、A社の代表だった申立期間に厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいと申し立てたが認められなかった。

このたび、元従業員から、昭和32年から36年までの期間、A社に在籍し、同社の健康保険証で、医院に通院したとの証言を得た。

また、昭和32年10月10日に交付された母子手帳が見つかり、私の妻は、33年3月\*日に長男を出産したとき、健康保険から分娩費や手当を受給した記憶があると証言している。

改めて申し立てるので、厚生年金保険の加入記録を調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) 社会保険事務所の記録により、申立ての事業所名及び社名変更後の事業所名で確認したが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことの確認ができず、申立人及び当時の従業員であったとする者の厚生年金保険の加入記録も確認できないこと、ii) 申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所は、「常時5人以上の従業員を使用する事業所」が該当するものと規定されていたが、申立人及び関係者に聴取しても、当時の従業員の氏名を記憶しておらず、同事業所に5人以上の従業員がいたとする供述は得られないことから、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所の対象となる要件を満たしていなかったものと推測されること、iii) 申立人が所持する当時の手帳に記載された事項を確認しても、同事業所が適用事業所として厚生年金保険料を給与から控除していたことをうかがわせる記載が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年6月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにあたり、申立人は元従業員から証言が得られたと主張するが、当該元従業員については、当初の申立ての際に、既に数度にわたり事情聴取しており、再度聴取したところ、「事業主（申立人）から電話があり、会いに行った。自分が昭和32年2月13日から35年6月までの期間に勤務したことは、申立人から聞いた。厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料は無く、申立人が持っているのではないか。」と供述しており、申立ての事業所が厚生年金保険の適用事業所であり、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる新たな証言は得られなかった。

また、申立人の妻が長男を出産した産婦人科医院についても、当初の申立ての際に既に事情聴取しており、当医院は、「当時の資料は保管しておらず、健康保険か国民健康保険かは不明である。」としている。

さらに、申立人の妻に聴取したが、「分娩費を受けた記憶はあるが、証拠書類は無い。申請手続をして受け取ったのは申立人なので、自分は分からない。」としている。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年10月1日まで  
私は、平成元年4月から同年9月まで、A病院（現在は、B病院）からC病院に派遣され、常勤医として勤務していた。しかし、申立期間の厚生年金加入記録が無く納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の回答により、申立人は申立期間において、A病院との契約により期間の定められた職員として申立事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立事業所は、期間の定められた職員について厚生年金保険に加入させる取扱いを始めたのは平成元年11月ごろであり、申立期間においては厚生年金保険に加入させていなかったとしている。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立事業所において被保険者資格を取得している者のうち、A病院から派遣されたと推認できる者は、全員が平成元年10月1日以降に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の前任者としてA病院から申立事業所に派遣されていたとする者についても、申立事業所における被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか覚えていないとしており、このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事業は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 広島厚生年金 事案 912

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 50 年 5 月まで

私は、昭和 48 年 4 月ごろに、A 社（現在は、B 社）に同社社長の紹介で運転手として入社し、数日間本社に勤務した後、同社 C 出張所で 50 年 5 月ごろまで勤務した。

しかし、私の同社での厚生年金保険加入記録は無く納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における在籍については、申立期間のうち昭和 48 年 5 月 1 日から 50 年 1 月 28 日までの雇用保険被保険者記録があることから、少なくとも当該期間において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えをすべて保管しており、その中に申立人に係る届出の控えが無いことから、申立人については、社会保険事務所に対し、厚生年金保険の資格取得の届出を行っていないとしている。

また、申立期間当時、申立事業所の C 出張所の所長であった者は、申立人が同出張所に勤務していたことは覚えているが、申立人は申立事業所において日雇健康保険に加入しており、厚生年金保険には加入していなかったと供述している。

さらに、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年9月19日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、平成17年11月1日から18年8月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月19日から同年11月1日まで  
② 平成17年11月1日から18年8月31日まで

私は、平成17年9月にA社に正社員として入社したが、会社が故意に届出をしなかったため、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

また、社会保険庁の記録では、申立期間②の標準報酬月額は26万円となっているが、当時の給与は約30万円程度あったはずであり、給与に比べ低い金額で届け出られており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立事業所が保管する申立人に係る出勤簿並びに平成17年9月及び同年10月の給与明細書により、申立人が申立期間①において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書並びに同事業所が加入する厚生年金基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得届を見ると、申立人の被保険者資格取得日は平成17年11月1日とされていることが確認できる。

また、申立事業所が保管する申立人に係る平成17年9月及び同年10月

の給与明細書を見ると、当該月の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、申立事業所は、厚生年金保険料は当月控除であったとしている。

さらに、申立事業所は、申立人は申立期間においては試用期間として厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していないとしており、申立人自身も、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、申立人の資格取得時の標準報酬月額が 26 万円（16 等級）とされ、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、また、申立事業所が保管する申立人の標準報酬決定通知書（平成 18 年 7 月 14 日届出）を見ると、平成 18 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月の平均給与額が約 29 万円であり、これに基づいて同年 9 月 1 日から標準報酬月額が 30 万円（18 等級）に改定されていることが確認でき、当該通知書に記載されている同年 4 月から同年 6 月までの報酬は給与明細書の当該月分の給与額と一致している。

さらに、申立事業所が保管する平成 17 年 11 月以降の給与明細書を見ると、資格取得届から 18 年 7 月の算定基礎届までの間に、標準報酬月額変更届の提出を必要とするほどに報酬月額が著しく高低を生じた期間は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間に係る給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額は、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額に基づき算定された厚生年金保険料額と一致している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 3 月 10 日から 47 年 9 月 30 日まで勤務した A 社を退職した際、脱退手当金の支給を受けた。その後、同年 11 月 1 日から 48 年 4 月 30 日まで B 社に勤務したが、B 社の期間も含めて脱退手当金の支給を受けたことになっているので、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は A 社（C 社会保険事務所が管轄）を退職する時点で、B 社（D 社会保険事務所が管轄）に就職が決まっていたとしている上、A 社と B 社の申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は同一番号となっており、申立人が A 社を退職後、B 社に就職するまでの期間は 1 か月と短期間であることを踏まえると、A 社退職後に脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、C 社会保険事務所が保管する A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「脱退金あり (D) 48.9.21」との記載があり、これは、申立期間を含む脱退手当金の裁定処理において、D 社会保険事務所から C 社会保険事務所に連絡があったものとみられることから、申立人が B 社を退職後に脱退手当金の支給申請を行ったと考えるのが自然である。

さらに、D 社会保険事務所が保管する B 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱 48.10」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 48 年 10 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 917

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正する必要は認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 7 月 1 日から 5 年 6 月 30 日まで  
経営していた A 社の社会保険の事務手続は、B 会計事務所が行っており、よく覚えていないが、役員報酬は特に下げたことはない。  
社会保険事務所に報酬の変更届を提出した覚えは無いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 3 年 7 月から 5 年 6 月までは 44 万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 5 年 7 月 1 日の後の同年 7 月 19 日付けで、3 年 7 月 1 日に遡及して標準報酬月額を 9 万 8,000 円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、A 社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、会社設立当初から、代表取締役就任し、申立期間当時も同社の代表者であったことが確認できる。

また、申立人は、申立事業所の社会保険の事務手続については会計事務所（実際は、税理士事務所）が行っていたとしているところ、税理士事務所では、決算の手続は行っていたが、毎月の給与計算などは代行したことがなく、税理士事務所なので、社会保険の手続については関与していないとしており、かつ、申立期間当時の申立事業所の従業員（被保険者）は、「社会保険の事務は、当時、申立人及び申立人の身内が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人は、社会保険料を滞納していたため社会保険事務所に呼び出され、保険料を手形で納付する相談をしたことがあるとしており、また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人以外の被保険者は、健康保険証を平成 5 年 7 月 9 日に一括返納しているが、申立人のみが訂正処理が行わ

れた同年7月19日に保険証を返納していることが確認できることから、申立人は、当該訂正処理について全く承知していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該行為の結果である当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。